# 弘南寮(横浜国立大学工学部第4寮)会々則

## 第1条(名称)

本会は、弘南寮会と称する。

## 第2条(目的)

本会は、横浜国立大学工学部第四寮(弘南寮)のOBの交流と親睦を図ることを目的とする。

## 第3条 (事務局)

本会の事務局は、第5条の幹事代表宅に置く。

## 第4条(会員)

本会は、横浜国立大学工学部第四寮(弘南寮)に在寮した者で、本会の趣旨に賛同し、入会を希望する者を会員として、構成する。

2. 入・退会は、幹事会への本人または代理人による届出を、幹事会で確認して、成立するものとする。

### 写5条 (幹事·幹事会)

本会には、若干の幹事を置く。

- 2. 幹事は、総会において、会員の中から選出する。
- 3. 幹事は、幹事会を構成し、互選により代表・副代表・会計. 行事・ホームページなどの担当を定めて、会の運営を行う。
- 4. 幹事の任期は概ね3年とし、再任を妨げない。

# 第6条(総会)

会員総会は、概ね1~2年に1回の開催とし、幹事会が開催する。

総会では、次の事項を行う。議決は、出席者の多数決によるものとする。

- (1) 幹事の選出
- (2) 会則の改訂、その他の重要議事の審議
- (3) 会員の動向、会計、その他情報の報告

#### 第7条(事業)

本会は、次の事業を行なう。

- (1) 会員相互の親睦を目的として、行事(懇親会・旅行会・同好会など)の随時開催。
- (2) OB全員を対象として、全OB会の開催
- (3) 会員名簿及び全〇B名簿の整備
- (4) ホームページの整備・管理
- (5) その他本会の目的に沿う事業

#### 第8条 (実行幹事)

幹事会は、前条の事業の実行のために、必要があれば、その都度、会員の中から実行幹事 を指名し、協力を依頼することが出来る。

2. 希望する会員は、自ら実行幹事となり、幹事企画(全会員対象)とは別に、行事の企画・提案をし、賛同者を集め、その開催を実行する。

# 第9条 (連絡·広報)

連絡・広報の手段は、原則として、E メール、ホームページとして、郵便、電話、ファクスは会員の登録による。

- 2. 第7条第1号の行事の開催は、予め登録した会員に連絡する。
- 3. 会員の名簿(氏名・卒年・学科・住所・電話/ファックス番号・メールアドレス・連絡を希望する行事などを記載)は、ホームページに掲載する。

不掲載を希望の会員は、予め届け出るものとする。

4. 会員は、前項の名簿記載事項などを、予め登録し、変更のあるときは、速やかに幹事会に届け出るものとする。

# 第10条 (会計)

本会の事業に要する経費は、その都度、連絡・通信費などを含めて、不足金が生じないように精算するものとし、参加者が全員で負担することを原則とする。

- 2. 行事などにおいて生じた剰余金は、本会への寄付金として、幹事会が保管し、本会の運営に要する経費に充当する。
- 3. 本会の運営費としての会費は、徴収しないものとする。

# 第11条 (委任)

本会則に定めなき事項については、幹事会の合議により決定し、処理するものとする。

#### 付則

1. この会則は、平成18年5月1日より実施する。